

(一社) 全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
(畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大
システム構築事業) 実施要領

令和2年4月27日付け 2年度発中畜第381号承認

令和2年5月 8日付け 全肉振発事第 27号制定

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業等実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「農水省要領」という。）及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、並びに公益社団法人中央畜産会（以下「基金管理団体」という。）の基金管理業務方法書及び事業実施手続き等に関する規程に基づき、肉用牛生産の安定的な拡大を図るための肉用牛経営と酪農経営との連携による受精卵移植を活用した肉用子牛の生産・利用システムの構築を推進する事業を実施することとし、その実施に当たってはこれら要綱等で定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

全国協会は、肉用牛生産の安定的な拡大を図るために肉用牛経営と酪農経営との連携による受精卵移植を活用した肉用子牛の生産・利用システムの構築を推進する次に掲げる取組への支援を行うものとする。

1 計画等の策定

協議会において、肉用牛の生産拡大を図るために必要な和牛受精卵の生産、和牛受精卵移植による酪農経営由来の和子牛の生産、子牛の哺育育成施設による効率的な管理及び畜産経営における利用（計画的な和牛繁殖雌牛の増頭・更新、和牛肥育用素牛の安定的な確保）等に関する構成員間の利用計画等を策定する取組

2 優良繁殖雌牛の供卵牛利用促進

優良な和牛受精卵を採取するため、協議会内の和牛繁殖経営が、受精卵採取用の供卵牛としての優良な繁殖雌牛の供出を拡大する取組

3 和牛受精卵の生産拡大

(1) 和牛受精卵の増産

和牛受精卵を確保するため、協議会内の家畜人工授精所が、和牛受精卵の生産を拡大する取組

(2) 受精卵生産機器等の整備

(1)に取り組む家畜人工授精所が、和牛受精卵の生産を拡大するために必要な機械・設備等を導入又は貸付する取組

4 酪農経営から和牛繁殖経営への円滑移行

(1) 受精卵移植による和牛生産

協議会内の酪農経営の中止を計画する経営体が、和牛繁殖経営へ円滑に移行するため、和牛受精卵移植により和牛繁殖雌牛を計画的に確保する取組

(2) 繁殖牛舎の補改修

(1)に取り組む経営体が、既存施設を和牛繁殖経営に適した施設に補改修するために必要な機材等を導入する取組

5 和牛受精卵産子の哺育育成体制の整備

子牛の哺育育成施設が、協議会内の酪農経営で生産された和牛受精卵産子等を受け入れるに当たり、効率的に哺育・育成するために必要な機材等を導入又は貸付する取組

第2 取組主体の要件

本事業における取組主体の要件は、次に掲げるとおりとし、かつ全国協会が行う公募において選定された者であることとする。

1 取組主体の対象者

以下の要件を満たす協議会とする。

(1) 構成員

肉用牛経営（繁殖経営又は肥育経営）、酪農経営、子牛の哺育育成施設を中心とした畜産関係者が連携・組織した団体であること。

(2) 組織・規約等

ア 代表の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有している団体であること。

イ 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。

ウ 本事業の目的を達成するため、畜産クラスター計画に準じた目標を定めていること。

第3 事業の要件

- 1 第1の1から5の取組の対象となる者は、協議会の構成員とする。
- 2 第1の1の計画の内容は、次の内容を含むものとし、本事業の計画を確実に実行するための年度内計画や、長中期的な計画に係るものとする。
 - (1) 酪農経営における和牛受精卵の移植計画。
 - (2) (1) で生産された子牛の哺育・育成計画。
 - (3) (2) で育成された子牛の地域内における利用（肉用牛経営への斡旋販売等）計画。
 - (4) (1) の計画を実現するために必要な協議会内における契約や取り決め等。
 - (5) その他、本事業の遂行のために必要な計画。
- 3 第1の2の取組の要件は、以下のとおりとする。
 - (1) 共通要件
 - ア 供卵牛の和牛の品種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種のいずれかであること。
 - イ 当該供卵牛は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）（以下「増殖法」という。）第32条の2第1項の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が定める供卵牛としての要件を満たしていること。
 - ウ 採卵の手法は、体内受精卵の採取とし、1頭当たり2回以上実施するものとする。
 - (2) 品種別要件
 - ア 黒毛和種
 - (ア) 当該供卵牛の産肉形質のうち、脂肪交雑の推定育種価又は期待育種価（以下「育種価」という。）並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の育種価が、当該供卵牛が飼養される都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。
 - (イ) 受精卵を採取するために交配する種雄牛は、別添1の基準を満たすものであること。
 - イ その他の品種
 - 当該繁殖雌牛の産肉能力のうち、枝肉重量の育種価が上位2分の1以内であること。
- 4 第1の3の取組の要件は、以下のとおりとする。
 - (1) 和牛受精卵の増産
 - ア 受精卵は、登録団体が定める登記及び登録の要件を満たすものであること。

- イ 受精卵の父となる種雄牛は別添1の基準を満たすものであること。
 - ウ 受精卵は、授精後6日から8日までのものであること。
 - エ 受精卵の発育ステージは、桑実胚から拡張胚盤胞までのものであること。
 - オ 受精卵の品質は、85%以上が正常であること。
 - カ 補助の対象となる受精卵の個数は、受精卵を生産する家畜人工授精所毎に前年度からの増加分であることとする。
- (2) 受精卵生産機器等の整備
- 体内受精卵又は体外受精卵の生産拡大に直接的に必要な機械・設備等の導入及び設置にかかる補改修であること。
- 5 第1の4の取組の要件は、以下のとおりとする。
- (1) 受精卵移植による和牛生産
- ア 受精卵の品種は、和牛であること。
 - イ 受精卵は、登録団体が定める登記及び登録の要件を満たすものであること。
 - ウ 受精卵を移植する受卵牛は乳用種であること。
 - エ 受精卵移植は、登録団体が登記等を行うことができる手法により行うこと。
 - オ 当該受精卵移植により得られた産子が雌であった場合は、登録団体により登記・登録を受け、繁殖牛として自家保留すること。ただし、発育不良や損徴（異毛色、白斑、奇形等）等により繁殖牛として適さないと判断された場合及び増頭計画を超えた生産があった場合等は、肥育等に仕向けることもできることとする。
- (2) 牛舎の補改修
- 酪農経営の飼養施設を和牛繁殖経営向けとするために必要な機械・設備等の導入及び設置にかかる補改修であること。
- 6 第1の5の取組の要件は、酪農経営で生産された和牛の産子を受け入れるに当たり、効率的な哺育・育成をするために必要な機械・設備等の導入及び設置にかかる補改修であることとする。

第4 受精卵生産機器等の整備、繁殖牛舎の補改修、哺育育成体制の整備

1 導入の方式

第1の3の(2)、第1の4の(2)、第1の5による機械装置等の導入（補改修を含む。）は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法で行うこととする。

(1) 購入方式の場合

- ア 協議会が導入した機械装置等を構成員に貸し付けること又は一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に構成員に無償譲渡することを予定する当該機械装置等の取得に必要な費用の一部を助成する。
 - イ 協議会は、本事業で導入した機械装置等を貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。
 - ウ 協議会が賃借料を徴収する場合は、その年間徴収額は、原則として「取組主体負担（事業費－補助金）／当該機器の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。
- (2) リース方式の場合
- ア 協議会の構成員が機械装置等を借受けにより導入する場合に、当該機械装置等の貸付者（以下「リース事業者」という。）に対して、当該機械装置等（リース物件）の取得に必要な経費の一部を助成する。
 - イ 貸付期間終了後の所有権の移転
当該機械装置等は、貸付期間終了後に所有権を当該機械装置等を借り受ける構成員（以下「借受者」という。）に移転することを前提とするものとする。なお、譲渡額等はあらかじめ設定することとする。
 - ウ 貸付期間
貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものは法定耐用年数の60%）以上（1年以上の場合に限ることとし、1年未満の端数は切り捨てる。）かつ法定耐用年数以下であって、借受者とリース事業者が合意した期間とする。
なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、当該機械装置等の所有権が借受者に移転された後、協議会において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。
 - エ 途中解約の禁止
借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者がリース事業者に支払うものとする。
 - オ 貸付料の基準
貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。
 - (ア) 基本貸付料
基本貸付料は、貸付対象機械装置等の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得

た額を当該貸付対象機械装置等の貸付期間で除して得た額とする。

(イ) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機械装置等の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

カ 契約書類等の徴収

(ア) リース事業者は、リース契約の内容に貸付対象機械装置の取得価格と補助金額を明記するものとする。

(イ) 全国協会は、リース事業者が借受者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを徴収するものとする。

2 機械装置等の範囲

補助対象となる機械装置等（以下「補助対象機械装置等」という。）は一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された機械装置等については補助の対象としない。

3 機械装置等の導入にかかる留意事項

- (1) 補助対象機械装置等の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、規模に即したものを選定するものとする。
- (2) 補助対象機械装置等の購入先の選定に当たっては、当該機械装置等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- (3) 借受者は、補助対象機械装置等の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結するなど、常に良好な状態で管理し、補助対象機械装置等の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。
- (4) 補助対象機械装置等は法定耐用年数以上利用するものとする。
- (5) 労働負担軽減経営体は、補助対象機械装置等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- (6) 借受者は、補助対象機械装置等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

第5 全国協会の補助対象経費等

- 1 全国協会は、予算の範囲内において別表1及び別表2に定める補助対象

経費及び補助率により、取組主体が第1に規定する取組の実施に必要な経費について補助するものとする。

- 2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1及び別表2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

- 3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第6 取組主体の募集及び決定

- 1 取組主体の募集

全国協会は、第1の事業に取組む取組主体を公募により募集するものとする。

なお、取組主体を公募する際の手続きについては、全国協会が別に定めるものとする。

- 2 取組主体の決定

取組主体は、全国協会が設置する審査委員会による審査を経た上で決定する。

なお、採択する取組主体の決定に係る審査基準及び審査方法等については、全国協会が別に定めるものとする。

第7 事業の実施手続等

- 1 補助金の交付申請（取組計画承認申請）及び交付決定

取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合には、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会会長（以下「全国協会会長」という。）が別に定める期日までに別紙様式第1号により補助金交付申請書を全国協会会長に提出するものとする。なお、補助金交付申請書の提出にあたっては、取組主体において、畜産クラスター計画に準じた目標を定めた取組計画を策定し、都道府県と協議を終えた取組計画を添付することとする。

- 2 事業の変更承認申請

取組主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をし

ようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号により補助金交付変更（中止又は廃止）承認申請書を全国協会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業内容（取組計画）の追加、中止又は廃止
- (2) 事業取組主体における事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増又は30%を超える減
- (4) 取組主体の変更

3 補助金の概算払

全国協会会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

なお、取組主体が、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号により補助金概算払請求書を全国協会会長に提出するものとする。

4 状況報告

- (1) 取組主体は、この事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別紙様式4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに全国協会会長に提出するものとする。ただし、第7の3の補助金概算払請求書の提出をこれに代えることができるものとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、全国協会会長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

5 事業実績の報告

- (1) 取組主体は、別紙様式第5号により事業実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった当該年度の3月25日のいずれか早い日までに全国協会会長に提出するものとする。
- (2) 全国協会は、事業が完了したときは農水省要領及び交付要綱並びに基金管理業務方法書の規定により、事業の実績報告書を作成し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）及び基金管理団体の長へ報告するものとし、基金管理団体より補助金確定通知を受けた後、取組主体に対して補助金の額を通知するとともに、補助金の精算払を行うものとする。

第8 目標年度及び成果目標

要綱第5の2の生産局長が別に定めるこの事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は次のとおりとする。

- 1 目標年度
目標年度は、事業実施年度末として設定するものとする。
- 2 成果目標
成果目標は、肉用牛経営と酪農経営の連携による輸出に適した高資質和牛の増頭等に係る定量的な指標を設定するものとする。
- 3 取組主体の成果目標
取組主体が作成する取組計画は、農水省要領別紙7の第4の3により、酪農経営における和牛受精卵の移植頭数の10%の増加又はこれを上回る成果目標を設定するものとする。

第9 事業成果の報告

- 1 取組主体は、自ら事業の評価を行い、成果目標である事業実施年度の翌年度の5月末日までに、別紙様式第6号により事業の成果状況を作成し、全国協会に報告するものとする。
- 2 全国協会は、農水省要領別紙7の第7の2に基づき、1で報告された事業成果状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の6月末日までに生産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

第10 事業の評価等

- 1 全国協会は、農水省要領別紙7の第8の1に基づき、自ら事業の評価を行い、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、事業の成果状況を作成し、生産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

第11 管理運営

- 1 管理運営
取組主体は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。
- 2 管理委託
機器等の管理は、第1の3の(2)、4の(2)及び5の事業を実施する場合は取組主体が行うものとし、取組主体が機器等の管理運営を直接行い難しい場合には、構成員に管理運営をさせることができるものとする。
- 3 指導監督
全国協会は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、全国協会は、関係書類の整備、機器等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

第12 不正行為に対する措置

- 1 取組主体その他本事業による給付又は助成を受ける者は、本事業の実施に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）、農地法（昭和27年法律第229号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）等、本事業に関係する法令・規程等を遵守するとともに、取組主体が本事業に関係する法令・規程等を遵守していることの確認等を行い、適正に事業を実施するものとする。
- 2 全国協会は、取組主体その他本事業による給付又は助成を受ける者が、本事業の実施に関連して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、取組主体に対し、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。この場合、全国協会は、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係、発生原因及び講じられた措置等について、生産局長に報告するものとする。

第13 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 家畜共済等の積極的な活用
継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。
- 2 環境と調和のとれた農業生産活動
全国協会は、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施している場合を除いては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、本事業の参加者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

第14 消費税及び地方消費税の扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

取組主体は、全国協会に対して第7の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費

税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等報告時の取扱い

取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の5の(1)に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の5の(1)に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、別紙様式第7号により消費税仕入控除税額報告書を速やかに全国協会に報告するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を全国協会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月15日までに、同様式により全国協会会長に報告しなければならない。

第15 帳簿等の整備保管等

- 1 取組主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 取組主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、1の帳簿等に加え、別紙様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 3 全国協会会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第16 事業の推進指導等

全国協会は、農林水産省の指導の下、都道府県、取組主体との連携に

努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第17 その他

- 1 取組主体は、和牛遺伝資源の適正な流通管理を図る観点から、構成員である本事業の受益者のうち、和牛精液・受精卵を生産、流通、保管をする家畜人工授精所及び和牛精液・受精卵を利用する畜産経営者から別添2の点検シートの提出を受け、事業実施主体に提出するものとする。
- 2 全国協会は、1の点検シートを確認し、内容に課題等があり、それが解決されない場合は、当該受益者を補助対象から除外するものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月8日から施行する。

別表 1

補助対象経費	補助率
<p>肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業</p> <p>1 計画等の策定 構成員間の契約の締結や利用計画を策定に必要な経費</p> <p>2 優良繁殖雌牛の供卵牛利用促進 供卵牛の利用拡大奨励金</p> <p>3 和牛受精卵の生産拡大 (1) 和牛受精卵の増産 和牛受精卵の生産拡大奨励金</p> <p>(2) 受精卵生産機器等の整備 和牛受精卵の生産を拡大するための機械・設備等の導入又は貸付に必要な経費</p> <p>4 酪農経営から和牛繁殖経営への円滑移行 (1) 受精卵移植による和牛生産 和牛繁殖雌牛を確保するための和牛受精卵の利用に必要な経費 ア 和牛受精卵</p> <p>イ 和牛受精卵（性判別）</p> <p>なお、アとイの重複での補助は認めない。 また、イの補助対象経費は、イのみを使用した場合に限る。</p>	<p>定額</p> <p>定額 供卵牛 1 頭当たり 40 千円を上限とする。</p> <p>定額 受精卵 1 個当たり 3 千円を上限とする。</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>移植する雌牛 1 頭当たり 70 千円を上限とする。</p> <p>移植する雌牛 1 頭当たり 100 千円を上限とする。</p>

<p>(2) 繁殖牛舎の補改修 既存施設の繁殖経営用補改修に要する 機械・設備等の導入又は貸付に必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>5 和牛授精卵産子の哺育育成体制の整備 酪農経営で生産された和子牛等の効率的な育 成に要する機械・設備等の導入又は貸付に必要 な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>

別表 2

補助対象経費（取組主体）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議、研修会、講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・技術実証主体が試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること

	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	・薬品は物品受払簿で管理すること
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に費用な人件費	
	受精卵生産機器導入等整備	受精卵の生産をする施設を設置するために必要な器具及び機材の導入又はリース物件の取得等に係る経費（※注）	・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	受精卵導入費	酪農経営から繁殖経営に移行するための和牛受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費	
	牛舎改修整備	酪農経営から繁殖経営に移行するための牛舎の改修整備に必要な器具及び機材の導入又はリース物件の取得等に係る経費（※注）	・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	哺育育成体制整備	酪農経営から生産される和牛子牛の効率的な育成に必要な器具及び機材の導入又はリース物件の取得等に係る経費（※注）	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	

	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金	謝金	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体、取組主体、技術普及主体、技術実証主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	マニュアル等の作成に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の 50%未満とすること ・事業そのもの、または事業の根幹を成す業務の委託は認めない

役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	・技術実証主体が試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらう場合の費用を含む。
雑 役 務 費	奨励金（供卵牛）	和牛繁殖雌牛の供卵牛としての供用に協力する和牛繁殖経営に対し交付する奨励金	
	奨励金（受精卵）	和牛受精卵の増産に協力する家畜人工授精所に対し交付する奨励金	
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

(※注) 基礎工事、施設の増築、既存施設の更新、改修に伴う撤去した資材の処分及び消耗品に係る費用は認めない。

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた機械や成果物を有償で配布した場合
 - (2) 補助事業の有無にかかわらず取組主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別添 1

和牛受精卵（交配種雄牛）に係る要件について

本事業の対象となる黒毛和種受精卵の交配種雄牛（父牛）については、次の 1 又は 2 の要件を満たすものとする。

1 育種価

交配種雄牛の産肉形質のうち、脂肪交雑の育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち 1 つ以上の育種価が、次の①から⑤までのいずれかにおいて上位 2 分の 1 以上であること。

- ① 当該交配種雄牛を登記又は登録した都道府県
- ② 当該交配種雄牛を飼養する都道府県等
- ③ 受精卵を生産した都道府県
- ④ 受精卵を利用する都道府県
- ⑤ その他、広域的な遺伝的能力評価に基づくもの

2 検定成績

（公社）全国和牛登録協会の種雄牛産肉能力検定成績（間接法又は現場後代検定法）において、（公社）日本食肉格付協会が枝肉取引規格に基づいて実施した格付における肉質等級が 5 等級である割合が 5 割を越えていること。

別添 2

和牛精液・受精卵の適正管理に関する点検シート

【点検シート】

- ① 各項目について、過去一年間の実行状況を確認の上、点検してください。
- ② 点検は、自己経営全体の状況について行ってください。
- ③ 点検は、事業者自ら行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付してください。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目は、チェック欄に印は付さず、下欄にその理由や改善の予定などを記入してください。
- ⑤ 作成した点検シートは、次回点検まで保存してください。

チェック欄

1	<p>家畜改良増殖法等の関連法の遵守</p> <p>家畜人工授精や受精卵移植に関する業務について、①精液や受精卵（精液等）を他者に販売するために保管している場合は家畜人工授精所の開設許可を得ていること、②家畜人工授精や受精卵移植の実施者は獣医師又は家畜人工授精師であることなど、家畜改良増殖法等の関連法を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/>
----------	--	--------------------------

2	<p>正規に管理された精液や受精卵の利用の徹底</p> <p>使用する精液等は、家畜人工授精所で管理されたものであり、封入した容器（ストロー）の記載事項（採精年月日等）と添付される精液等の証明書（ラベル）の内容が一致するとともに、譲渡・経由等の必要事項が記入された適正なものであること。</p>	<input type="checkbox"/>
----------	--	--------------------------

3	<p>家畜人工授精業務等の適正実施に向けた取組</p> <p>家畜人工授精や受精卵移植を実施した際は、取違等がないか確認するとともに、家畜人工授精師等が発行する授精証明書の内容がストローやラベルの内容と齟齬がないか確認すること。また、使用したストローやラベルは、家畜人工授精簿と速やかに照合できるように管理されていること。</p>	<input type="checkbox"/>
----------	--	--------------------------

4	<p>和牛遺伝資源の譲渡契約の締結</p> <p>精液等の取引をする際には、不正利用等を禁止する契約を締結するとともに、当該契約内容を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/>
----------	---	--------------------------

5	<p>和牛遺伝資源に関する新たな知見、意識の向上</p> <p>家畜人工授精、受精卵移植等に関する新たな知見や和牛遺伝資源の保護に向けた意識の向上に資する情報の収集、知識の取得等に努めること。</p>	<input type="checkbox"/>
----------	---	--------------------------

6	<p>国の調査等への協力</p> <p>国や都道府県、関係団体等が行う和牛遺伝資源の適正管理のための各種調査に協力するとともに、通知等を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/>
----------	--	--------------------------

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など】

点検日：

点検者：

印

別紙様式第1号

令和 年度畜産・酪農生産力強化対策事業
(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業)
補助金交付申請書 (取組計画承認申請)

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）を下記のとおり実施したいので、（一社）全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）実施要領第7の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）取組計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分
別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）取組計画」のとおり
- 4 事業実施期間
 - (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 - (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 取組主体等の規約
 - (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書（ある場合）
 - (3) 畜産クラスター計画に準じた目標を定めた取組計画（都道府県と協議を行った計画）
 - (4) その他：事業計画の説明に必要な資料

別紙様式1号の別紙

「畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）取組計画」

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	取組主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の実施方針

--

(注) 本欄には、事業実施にあたっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。

4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、取組主体が行う評価の内容等を記載すること。

なお、成果目標値の評価は、事業実施年度末日として設定するものとする。

5 事業内容

(1) 計画等の策定 計画 (又は実績)

内容	数量	補助率	事業費	補助額	備考

(2) 優良繁殖雌牛の供卵牛利用推進 計画 (又は実績)

内容	頭数	奨励金額	補助額	備考

(注) 奨励金額は、供卵牛1頭当たり40,000円以内とすること。

(3) 和子受精卵の生産拡大

ア 和牛受精卵の増産 計画 (又は実績)

内容	受精卵個数	奨励金額	補助額	備考

(注) 実施箇所(家畜人工授精所)ごとに記載すること。

奨励金額は、受精卵1個当たり3,000円以内とすること。

イ 受精卵生産機械等の整備 計画 (又は実績)

内容	導入方式	数量	補助率	事業費	補助額	備考

(注) 1 整備箇所ごとに導入する機械の台数等をまとめて記載すること。

2 導入方式は、「購入」又は「リース」を記入すること。

(4) 酪農経営から和子繁殖経営への円滑移行

ア 受精卵移植による和牛生産 計画 (又は実績)

内容	数量	補助率	事業費	補助額	備考

(注) 頭数は移植頭数 (実頭数) を記入すること。

イ 繁殖牛舎の補改修 計画 (又は実績)

内容	導入方式	数量	補助率	事業費	補助額	備考

(注) 1 整備箇所ごとに導入する機械の台数等をまとめて記載すること。

2 導入方式は、「購入」又は「リース」を記入すること。

(5) 哺育育成体制の整備

内容	導入方式	数量	補助率	事業費	補助額	備考

(注) 1 整備箇所ごとに導入する機械の台数等をまとめて記載すること。

2 導入方式は、「購入」又は「リース」を記入すること。

6 その他の添付資料

(1) 関係市町村、関係機関、受益を受ける経営体及び取組主体の位置図

(2) 取組主体の要件を満たす協議会であることを証明する書類。

(要領第2関係)

(3) 整備を予定している機器等のカタログ、パンフレット等

(4) 実施状況報告にあつては、貸付契約の写し又は同様

(5) その他、事業計画の説明に必要な資料

別紙様式第2号

令和 年度畜産・酪農生産力強化対策事業
(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業)
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、（一社）全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）実施要領第7の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）取組計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については、別紙様式第1号の別紙に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を()書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜産・酪農生産力強化対策事業
(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業)
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所

団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、（一社）全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）実施要領第7の3の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定額		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日迄 予定出 来高 (④+⑤) /②	残額 ② 一 ④ 一 ⑤
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円		円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名及び支店名、預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度畜産・酪農生産力強化対策事業
(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業)
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所

団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった、畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）について、（一社）全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）実施要領第7の4の（1）の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以後に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別紙様式1の別紙の区分の欄に掲げる経費ごとに記載し、「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度畜産・酪農生産力強化対策事業
(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業)
実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）について、下記のとおり実施したので、（一社）全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）実施要領第7の5の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）取組実績報告」のとおり
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分
別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）取組実績報告」のとおり

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業完了年月日

6 振込先金融機関名等

金融機関名、支店名

預金種類

口座番号

口座名義

(注) 1～3については、別紙様式第1号の別紙に準じて作成すること。

別紙様式 6 号

令和 年度畜産・酪農生産力強化対策事業
(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業)
成果報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所

団体名

代表者名

印

下記のとおり、(一社) 全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業)実施要領の第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

(注) 取組計画書(別紙様式1号の別紙)の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別紙様式第7号

令和 年度畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）補助金について、（一社）全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）実施要領第14の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

団体名		事業実施年度			年度		畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業の内容					工 期		経 費 の 配 分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
事業種目	事業主体	工種構造 設置区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分								
								国庫補 助金	当 道 府 県 費	市 町 村 費	その他					
							円	円	円	円	円					
		計														
		計														
		合 計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。